

事 務 連 絡  
平成19年4月10日

各 介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険指導室

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

東京都が行った監査の結果、広域的に事業を行っている介護サービス事業者において不適正な運営状況が確認され、改善勧告等の処分がなされた旨の事実が東京都より本日発表されました。厚生労働省では、事案の重要性に鑑み、各都道府県に対し、介護サービス事業者の法令遵守を徹底するとともに、広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所に対して監査を行うよう、別添のとおり（「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」（平成19年4月10日付け老総発第0410001号、老振発第0410001号、厚生労働省老健局総務課長・振興課長連名通知）を都道府県等介護保険担当部（局）長あて要請しましたので、お知らせいたします。

法令遵守は、介護保険制度に対する国民の信頼を維持する上でその根幹をなすものであります。貴会におかれましても、国民の信頼を揺るがすことのないよう、法令遵守のための自主的な取り組みや、貴下会員による自己点検の励行などを積極的に推進いただくよう併せてお願いいたします。